

# 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

## 資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



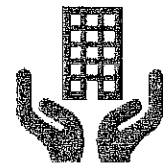
## 設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応




## 経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。


 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁  
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット  
マガジンの登録




 [e-中小企業ネットマガジン](#) で検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁  
Twitterのフォロー



 [@meti\\_chusho](#) で検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



# 無利子・無担保融資

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**危機対応融資**に**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来した、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】**運転資金、設備資金** 【**担保**】**無担保**

【**貸付期間**】**設備20年以内、運転15年以内** 【**うち据置期間**】**5年以内**

【**融資限度額（別枠）**】**中小事業3億円、国民事業6,000万円**

【**金利**】**当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利**

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※国民事業における利下げ限度額は、「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

### 【お問合せ先】

#### ⇒ 平日のご相談

取引金融機関へ

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

#### ⇒ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

# 無利子・無担保融資

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

## 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した生活衛生関係営業を営む方に対し、融資枠別枠の制度を創設。担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【**融資対象**】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金（振興計画認定組合の組合員の方）  
設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】6,000万円

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.36%→0.46%（利下げ限度額：3,000万円）

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「マル経融資の金利引下げ」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

※令和2年3月2日時点、担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

### 【お問合せ先】

#### ▶ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

#### ▶ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

**特別利子補給制度**

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

**【適用対象】**

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

**※小規模要件**

- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

**【利子補給】**

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

**【お問合せ先】**

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

# 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

## どんな配慮を要請しているの？

### 【取引上の適切な配慮】

① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

(適正な対応の例)

- 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

② 個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③ 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

**親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？**

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

# 雇用調整助成金の特例措置

(3/10より更に要件緩和)

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

## 雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

### 助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。


### 【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

### 【特例措置の内容】※⑤⑥は3/10より適用

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ② 生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③ 雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑥ 過去に本助成金を受給したことがある事業主について、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。  
イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

### 【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。

